

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年四月七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠 井 文 大

路 線 名	越生長沢線
供用開始の区間	入間郡越生町大字津久根字八ツ山二二〇番 一地先から同郡同町大字小杉字太梅三番六 地先まで
供用開始の期日	令和五年四月七日
備 考	令和五年四月七日付け埼玉県 飯能県土整備事務所長告示第三 号で告示した道路予定区域の一 部供用開始である。 延長一三〇・六〇メートル